

## 第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

### I. 評価点

#### 【基本認識】

- ・ p.56の8段落目「様々な属性の人々についての正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めることが必要」と、第4次男女共同参画基本計画と比較して社会の変化を認識し多様性を尊重することを明記している点は評価できます。

#### ＜施策の基本的方向と具体的な取組＞

- ・ p.62の2(2)ウ①で「外国人に対する基礎調査を実施する」と、定住外国人の生活実態を正確に把握することを明記したのは取り組みの前進と言えます。

### II. 課題

#### 【基本認識】

- ・ p.56の1段落目で「女性は、経済社会における男女が置かれた状況の違い等を背景として、貧困等生活上の困難に陥りやすい。」と、日本が未だジェンダー不平等であると明記していますが、「経済社会における男女が置かれた状況の違い」とは何かについて、つまり男性稼ぎ主の標準家庭モデルを前提とした賃金体系、労働慣行、税や社会保障制度が根底にあり、それに合致しない多様な生き方をする女性を包摂できない社会構造の分析や制度の遅れについての考察がありません。社会の多様化を認めるならば、既存の制度の問題点に言及すべきです。
- ・ 住居は女性の基本的人権を守る不可欠な基盤です。シングル女性、DV被害女性、母子家庭、高齢女性、外国籍の女性、障害をもつ女性、多様な性的少数者など、平時また災害時にも憲法25条に沿った「居住の権利」を保障する枠組みについての言及がありません。
- ・ 経済の都市一極集中がそのままでは、地方からの人の流出は止まらず、地域においては、持ち家はありますが、生活保護を受けられない低年金のひとり暮らしの女性の貧困も見逃すことのできない課題です。

#### ＜施策の基本的方向と具体的な取組＞

- ・ p.60の2「高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備」の項では、(2)ウ「外国人が安心して暮らせる環境の整備①」以外は、全般的に記述内容に目新しさがなく第4次男女共同参画基本計画からの前進が見られません。特に高齢女性の貧困については、その主要因は家庭での無償労働を過重に担うため、労働市場に参加しながらも非正規雇用者が多く、男性と較べると生涯賃金が低くなり、それが低年金へと反映されています。こうした社会の構造的な不平等への視点が欠けています。
- ・ 更に、2では、高齢者、障がい者、外国人等の抱える一般的な課題の記述に紙幅の多くが割かれ、この属性の女性の複合的な困難さと具体的な取組みへの視点が欠落しています。十分な議論が尽くされたか疑問に感じます。
- ・ p.62の2(2)エの記述について、多様な性的少数者が社会で広く認知されてきたにもかかわらず、第4次男女共同参画基本計画と較べて扱いが小さくなっています。これらの人々への支援は地方自治体で急速

に普及しているため、国レベルでもこうした動きに呼応する積極的な姿勢を示すべきです。

### III. 要望

#### <施策の基本的方向と具体的な取組>

- ・ p.58 の1(2)イでひとり親家庭の環境づくりに言及していますが、コロナ禍の厳しい経済状況の下では、母親の自立支援と就業支援を強調し、個人の自助努力を求めるだけでは貧困からの脱却は難しいのが現実です。日本の母子家庭の母親の就労率は8割に上りますが、貧困率は5割を越え OECD 加盟国中で最悪です。「子どもの権利条約」の前文に則り、子どもの福祉の観点から、家計が急変した場合のひとり親家庭への児童扶養手当の支給要件の見直しや継続的な支援に言及する必要があります。<sup>1</sup>
- ・ 同じく p.58、1(2)イの④で言及する離婚した母子家庭への別れた父親の養育費不払い問題については、民事執行法改正の他にも、現在一部の自治体により実施されている養育費立替え事業を国による立替え制度へと立法化するべきです。
- ・ p.60 の2「高齢者、障がい者、外国人等の環境の整備」の項目では、詳細なジェンダー統計に基づき高齢女性、障がい女性、外国人女性、多様な性的少数者の動向と生活の課題を調査し、具体的な支援の取組みへと結びつける方策を明記してください。
- ・ p.62 の2(2)エでは、複合的に困難な状況に置かれている女性の人権相談体制に言及していますが、更に踏み込んで、女性差別撤廃委員会による日本の第6回定期報告に関する最終見解のパラグラフ24(2009年)に則り、人権侵害が起きた場合に訴え出る政府から独立した国内人権機関の設立を目指すことを記してください。<sup>2</sup>
- ・ 更に、同じく p.62 の2(2)エでは、性的少数者を支援するパートナーシップ制度を国レベルで進めることを明記すべきです。

---

<sup>1</sup> <https://www.ohchr.org/Documents/ProfessionalInterest/crc.pdf>

<sup>2</sup> <https://undocs.org/CEDAW/C/JPN/CO/6>